

令和7年度 岡山市防犯灯設置支援事業（概要）

町内会が新規に防犯灯を設置する場合及び現に町内会が維持管理している防犯灯が経年による劣化又は自然災害等による故障により取り替える場合について、申請により、その費用に対して一定の条件のもと補助金を交付します。（岡山市防犯灯設置等補助金）

※防犯灯とは…LED防犯灯など省エネタイプの防犯灯（20W未満）です。

1 補助対象団体

単位町内会又は学区・地区連合町内会（岡山市町内会名簿に登載されている団体）

2 補助要件

- ① 消費電力20W未満のLEDなどの省エネタイプの防犯灯を新規に設置又は取り替える場合に、1灯目から予算の範囲内で補助します。
- ② 既存の電柱等に防犯灯を新規に設置するもの及び新たに専用柱を設置する場合の補助灯数の上限は、補助対象団体1団体当たり年間10灯以内です。
- ③ 町内会が維持管理している防犯灯を取り替える場合の補助灯数の上限は、以下の通りです。
 - ・不点灯やセンサー故障などに伴う「故障による取替」は無制限
 - ・設置して8年経過した防犯灯の計画的な取り替えである「経年劣化による取替」は、現に町内会が維持管理している防犯灯が40灯以上の場合は、全体灯数の10分の1以内とし、その他の町内会は、3灯以内
- ④ 市が管理している道路を照明するために新たに設置又は取り替える防犯灯が対象です。

※私道などを照らすために設置する防犯灯は対象になりませんのでご注意ください。
※新たに設置又は取り替える防犯灯の維持管理費は、町内会のご負担になります。
※市では防犯灯設置後のトラブルには対応できませんので、設置場所周辺の方々へは十分ご説明をいただき、町内会の総意として設置してください。
- ⑤ 新たに設置する防犯灯又は取り替える防犯灯は、道路照明灯やその他の道路を照らす光源との間隔が、概ね30m以上あることが必要です。ただし、道路のカーブ部分、見通しの悪い交差点付近、道路の勾配が急激に変化する場所などで防犯灯の明かりが届きにくいと認められる場合は補助の対象とします。
- ⑥ 設置場所や補助申請手続き等、詳細についてのご相談は、事前に各区役所・支所窓口までお願いします。（裏面参照）

3 補助金額等

(1) 既存の電柱等に新たに防犯灯を設置する場合

防犯灯1灯当たりの補助限度額は30,000円です。

(2) 専用柱を新たに設置し、防犯灯を設置する場合

防犯灯1灯当たりの補助限度額は110,000円です。

(※1年度における補助対象灯数は、(1)、(2)合わせて1町内会当たり10灯以内)

(3) 既存の電柱等の防犯灯を取り替える場合

防犯灯1灯当たりの補助限度額は20,000円です。

(※1年度における補助対象灯数は、2③を参照)

※防犯灯の不点灯に伴う取替に限り、防犯灯取替後の補助金申請が可能ですが、防犯灯取替前に区役所・支所と事前協議(電話対応可)を行う必要があります。

4 補助金申請・交付手続き

○ 申請受付期間

- ・新設の場合 … 毎年度1月31日まで
- ・取替の場合 … 毎年度3月31日まで(ただし、3月31日までに事業が完了すること)

○ 申請する場合は、下記の窓口へ事前にご相談いただき、申請してください。

(交付申請に必要な書類)

- ・新設取替共通 … 交付申請書、事業計画書、見積書の写し、位置図など

※上記のほか、設置場所や灯数によっては別途必要な書類があります。

※申請の手引き・申請書類については、岡山市生活安全課のホームページに掲載しています。<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016711.html>

【問い合わせ・申請窓口】

防犯灯設置場所	窓口及び電話番号
北区管内 (御津・建部支所管内を除く)	北区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 803-1656
御津支所管内	御津支所 産業建設課 (086) 724-1114
建部支所管内	建部支所 産業建設課 (086) 722-1113
中区管内	中区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 901-1602
東区管内 (瀬戸支所管内を除く)	東区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 944-5038
瀬戸支所管内	瀬戸支所 産業建設課 (086) 952-1115
南区管内 (灘崎支所管内を除く)	南区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 902-3502
灘崎支所管内	灘崎支所 産業建設課 (086) 363-5203